

平成28年度 市政アンケートモニター「くるモニ」

## 第3回

### 「自転車利用促進」

### 「ニセ電話詐欺、架空請求詐欺の認知と被害」

### アンケート調査結果報告書

久留米市



キラリ米久留米  
輝く、人・まち。

# 目 次

I	調査の目的	1
II	調査の方法	1
III	調査項目	1
IV	回答者の属性	2
1	性別	2
2	年齢	2
3	地域ブロック	3
4	職業	3
V	調査結果	
1	自転車利用促進	4
(1)	自転車の利用状況について	4
(2)	自転車の利用環境について	7
(3)	自転車利用のルールについて	11
(4)	自転車の利用促進について	15
2	ニセ電話詐欺、架空請求詐欺の認知と被害	18
(1)	ニセ電話詐欺について	18
(2)	架空請求について	21
VI	使用したアンケート調査票	24

## I 調査の目的

このアンケート調査は、市民の皆さまに市政への関心を高め理解を深めていただくとともに、市政に関する意向やニーズを把握し、市の施策推進の参考データとして活用することを目的としています。

## II 調査の方法

- 1 調査地域・・・久留米市全域
- 2 調査対象者・・・久留米市に在住する満20歳以上の中から選任された  
市政アンケートモニター「くるモニ」
- 3 サンプル数・・・355
- 4 選任方法・・・住民基本台帳からの無作為抽出（承諾有）
- 5 実施方法・・・インターネットまたは郵送
- 6 調査期間・・・平成28年10月26日（水）～平成28年11月18日（金）
- 7 回収数（率）・・・294（82.8%）

## III 調査項目

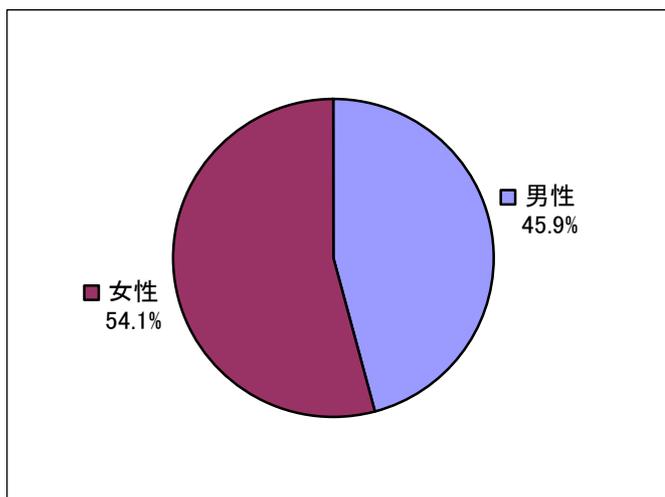
### ■ 自転車利用促進、ニセ電話詐欺、架空請求詐欺の認知と被害

自転車の利用状況や利用環境、利用ルール等に対する意識の把握と、被害が拡大しているニセ電話詐欺や、架空請求詐欺の認知と被害の把握を目的に、アンケート調査を行いました。

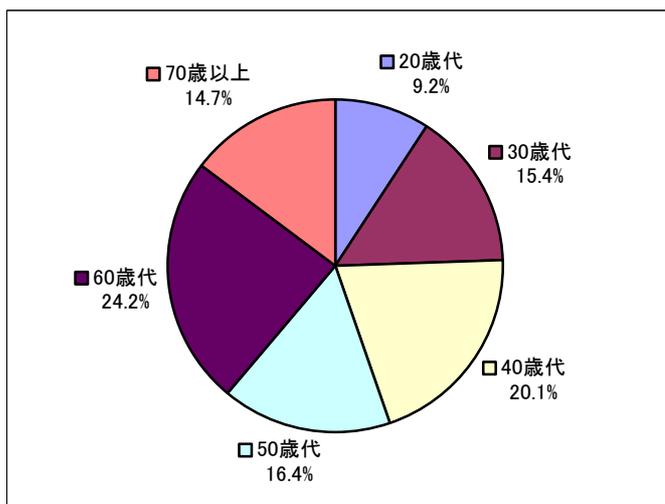


## IV 回答者の属性

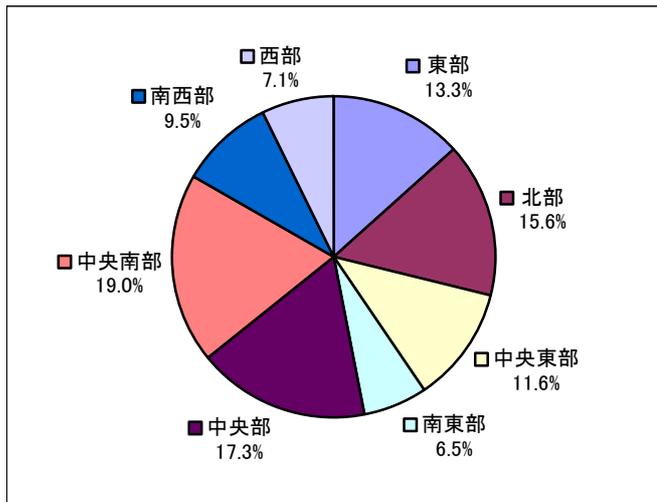
### 1 性別



### 2 年齢



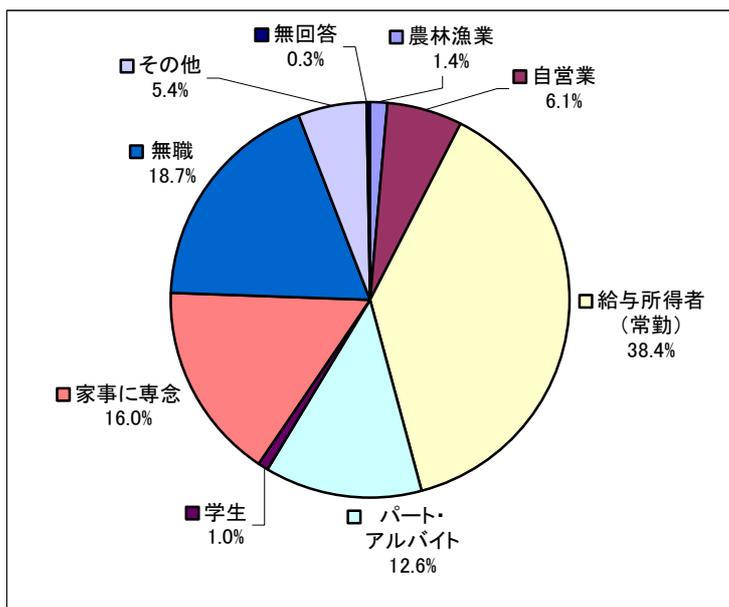
### 3 地域ブロック



#### <ブロック別校区>

ブロック	校区
東部	山川、山本、草野、善導寺、大橋、船越、水分、柴刈川会、竹野、水縄、田主丸
北部	小森野、合川、宮ノ陣、北野、弓削、大城、金島
中央東部	西国分、東国分、御井
南東部	上津、高良内、青峰
中央部	荘島、日吉、篠山、京町、南薫、長門石
中央南部	鳥飼、金丸、南、津福
南西部	荒木、大善寺、安武
西部	城島、下田、青木・浮島、江上、犬塚、三瀧、西傘田

### 4 職業



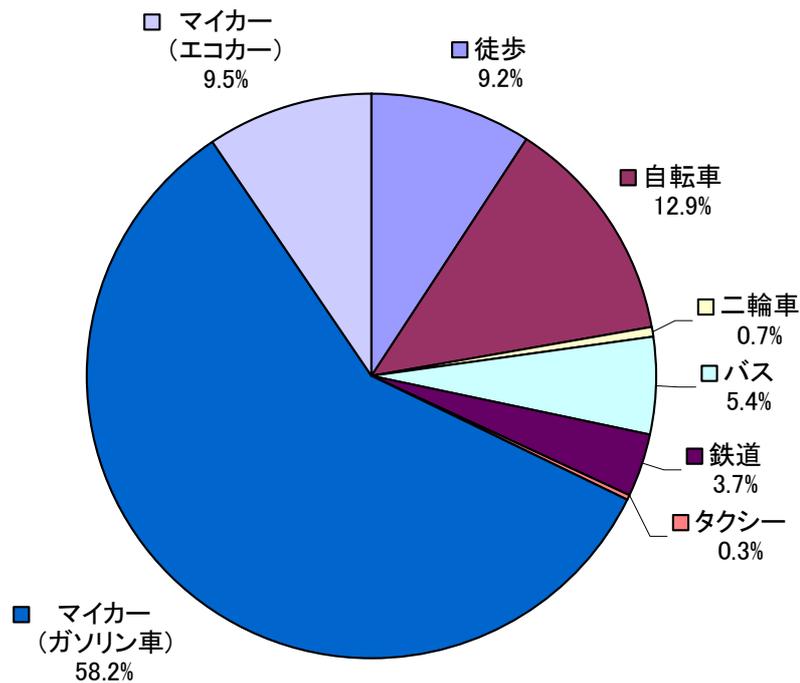
## V 調査結果

### 1 自転車利用促進

#### (1) 自転車の利用状況について

##### 問1

日常生活におけるあなたの主な移動手段は何ですか。(単一選択)

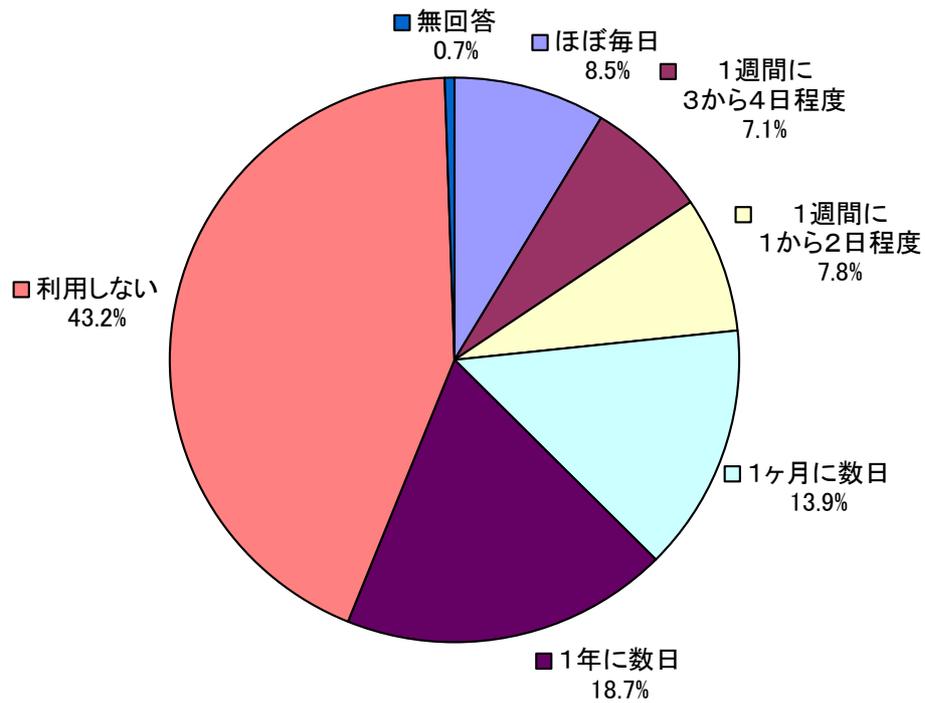


項目	回答数(人)	割合(%)
徒歩	27	9.2
自転車	38	12.9
二輪車	2	0.7
バス	16	5.4
鉄道	11	3.7
タクシー	1	0.3
マイカー(ガソリン車)	171	58.2
マイカー(エコカー)*	28	9.5
その他	0	0
無回答	0	0
合計	294	100

\*エコカー:ハイブリッド車、電気自動車

## 問2

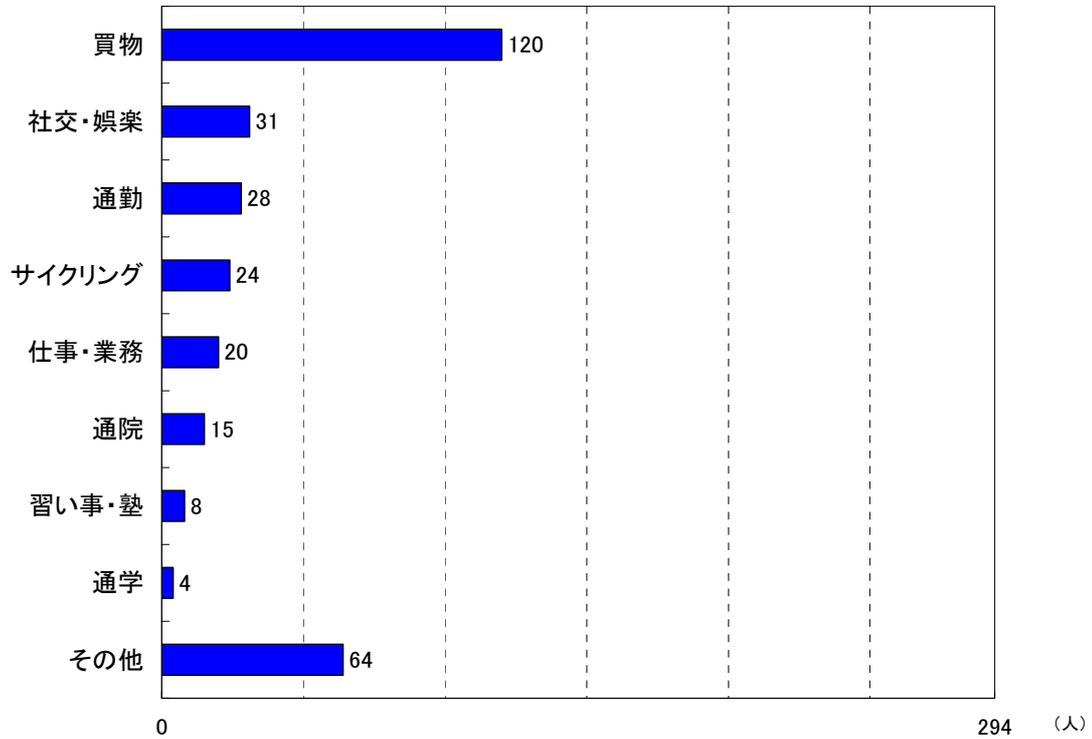
あなたは、自転車をどのくらいの頻度で利用していますか。(単一選択)



項目	回答数(人)	割合 (%)
ほぼ毎日	25	8.5
1週間に3から4日程度	21	7.1
1週間に1から2日程度	23	7.8
1ヶ月に数日	41	13.9
1年に数日	55	18.7
利用しない	127	43.2
無回答	2	0.7
合計	294	100

### 問3

あなたが自転車を利用する目的は何ですか。（複数選択無制限）

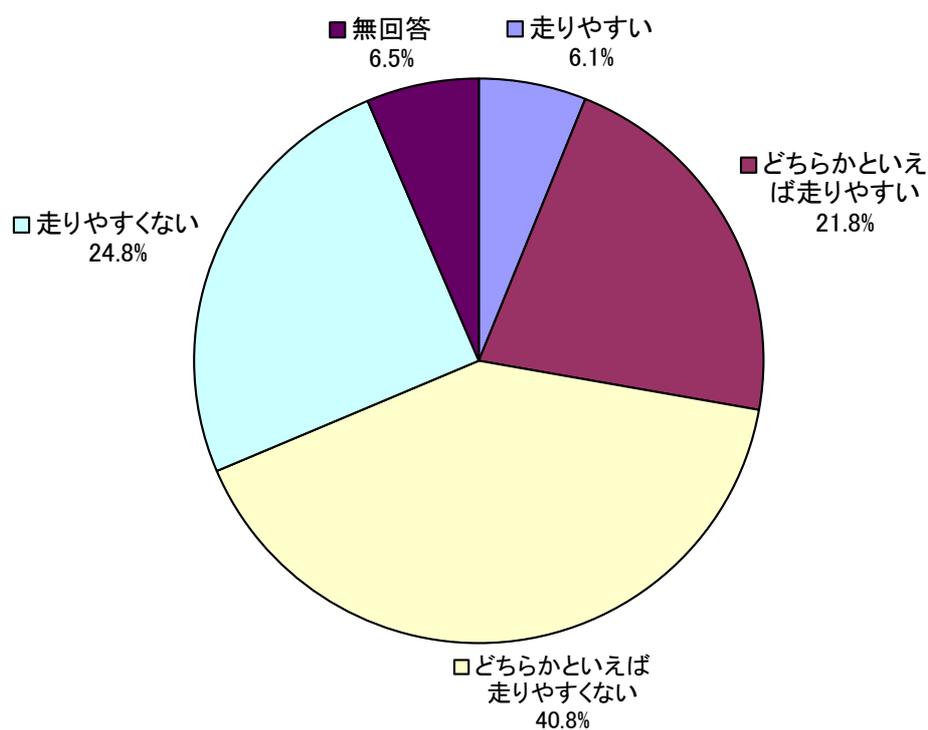


項目	回答数(人)	割合(%)
買物	120	40.8
社交・娯楽	31	10.5
通勤	28	9.5
サイクリング	24	8.2
仕事・業務	20	6.8
通院	15	5.1
習い事・塾	8	2.7
通学	4	1.4
その他	64	21.8
無回答	63	21.4
全 体	294	100

## (2) 自転車の利用環境について

### 問4

現在、自転車で通行する道は走りやすいと思いますか。 (単一選択)

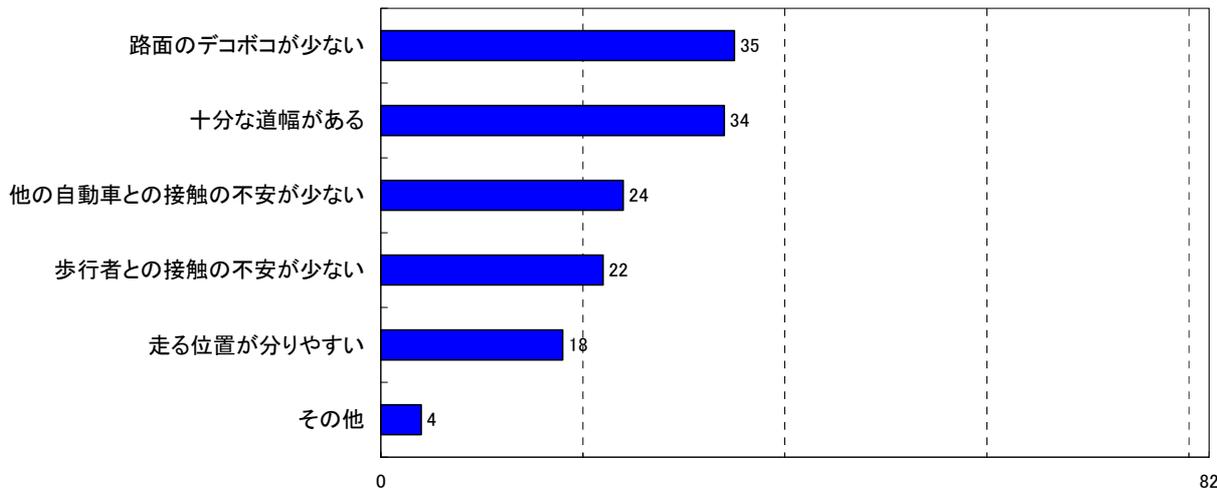


項目	回答数(人)	割合(%)
走りやすい	18	6.1
どちらかといえば走りやすい	64	21.8
どちらかといえば走りやすすくない	120	40.8
走りやすすくない	73	24.8
無回答	19	6.5
合計	294	100

#### 問4付問1

問4で「走りやすい」「どちらかといえば走りやすい」と回答された方におたずねします。

自転車で通行する道が走りやすいと思う理由は何ですか。（複数選択無制限）

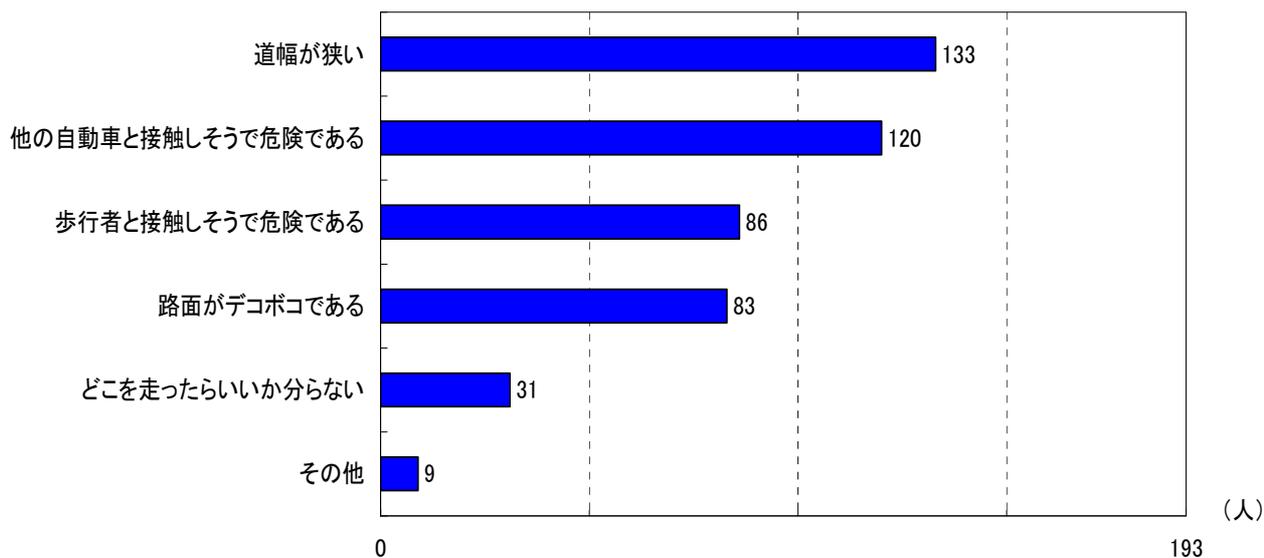


項目	回答数(人)	割合(%)
路面のデコボコが少ない	35	42.7
十分な道幅がある	34	41.5
他の自動車との接触の不安が少ない	24	29.3
歩行者との接触の不安が少ない	22	26.8
走る位置が分りやすい	18	22
その他	4	4.9
全体	82	100

#### 問4付問2

問4で「どちらかといえば走りやすい」「走りやすい」と回答された方におたずねします。

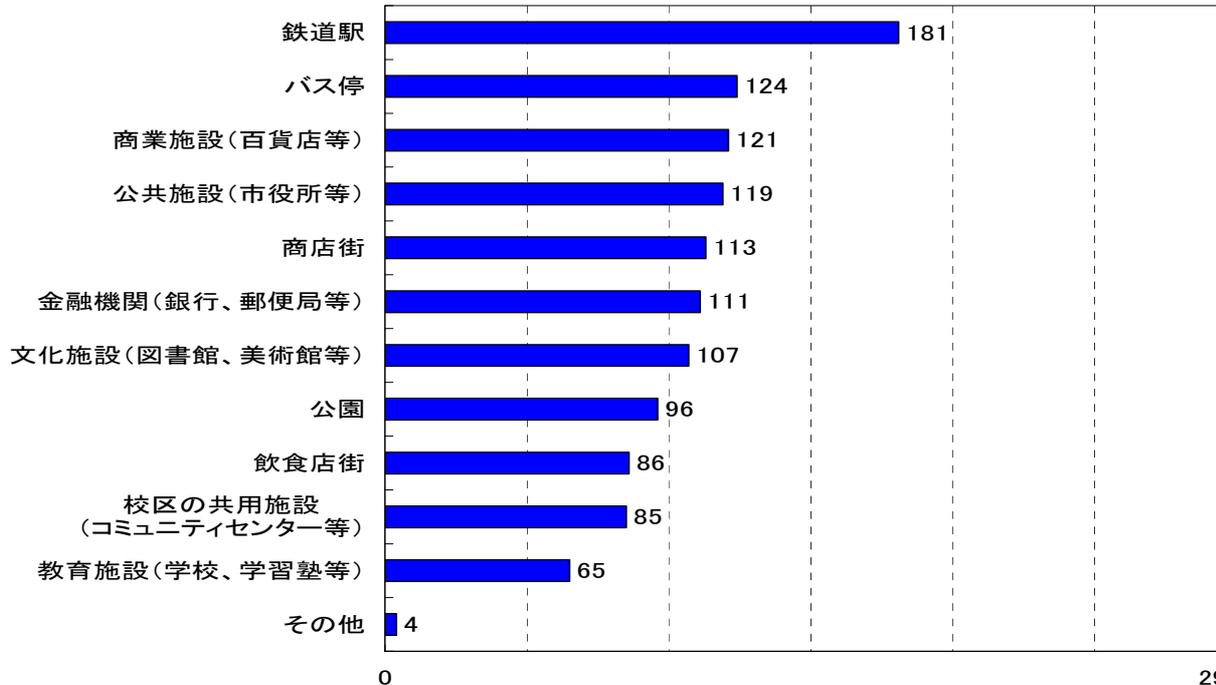
自転車で通行する道が走りやすいと思う理由は何ですか。（複数選択無制限）



項目	回答数(人)	割合(%)
道幅が狭い	133	68.9
他の自動車と接触しそうで危険である	120	62.2
歩行者と接触しそうで危険である	86	44.6
路面がデコボコである	83	43
どこを走ったらいいかわからない	31	16.1
その他	9	4.7
全体	193	100

### 問5

あなたは、自転車をとめる駐輪場がどのような施設にあれば便利だと思いますか。（複数選択無制限）



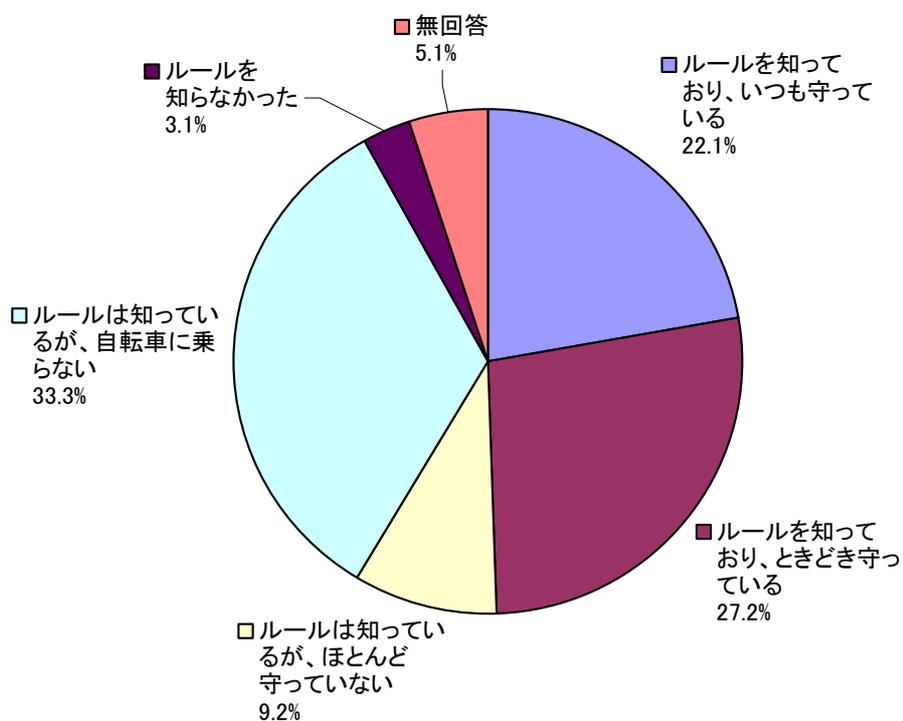
項目	回答数(人)	割合(%)
鉄道駅	181	61.6
バス停	124	42.2
商業施設(百貨店等)	121	41.2
公共施設(市役所等)	119	40.5
商店街	113	38.4
金融機関(銀行、郵便局等)	111	37.8
文化施設(図書館、美術館等)	107	36.4
公園	96	32.7
飲食店街	86	29.3
校区の共用施設 (コミュニティセンター等)	85	28.9
教育施設(学校、学習塾等)	65	22.1
その他	4	1.4
無回答	15	5.1
全体	294	100

### (3) 自転車利用のルールについて

自転車を利用するときの主なルールとして、「安全利用五則」というものがあります。そのうちの4つについておたずねします。

#### 問6

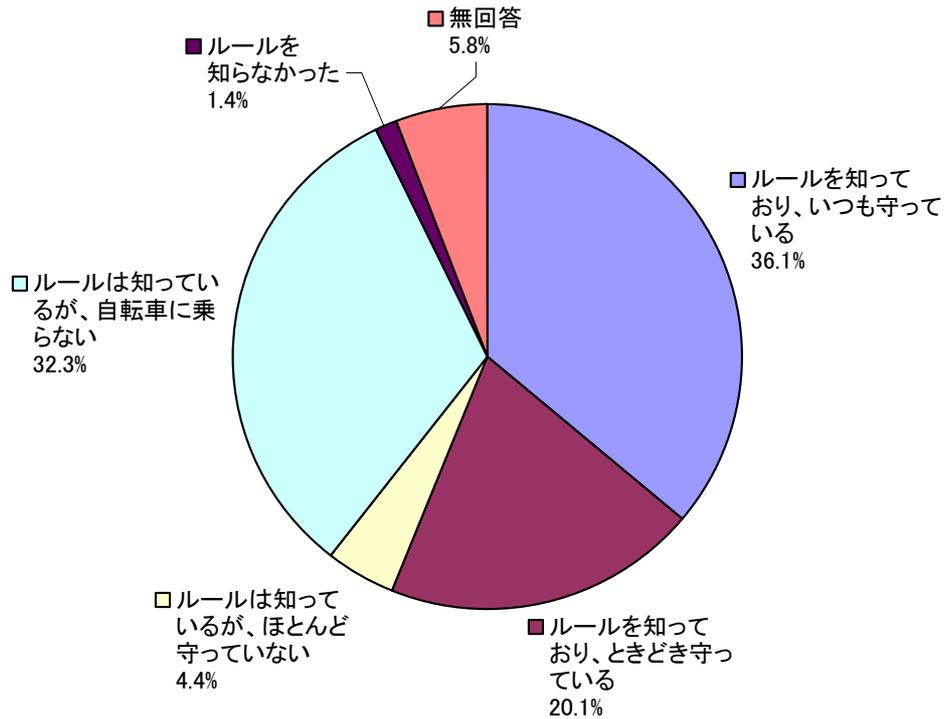
あなたは、「自転車の通行は車道が原則であり、歩道は例外」を守っていますか。（単一選択）



項目	回答数(人)	割合 (%)
ルールを知っており、いつも守っている	65	22.1
ルールを知っており、ときどき守っている	80	27.2
ルールは知っているが、ほとんど守っていない	27	9.2
ルールは知っているが、自転車に乗らない	98	33.3
ルールを知らなかった	9	3.1
無回答	15	5.1
合計	294	100

問7

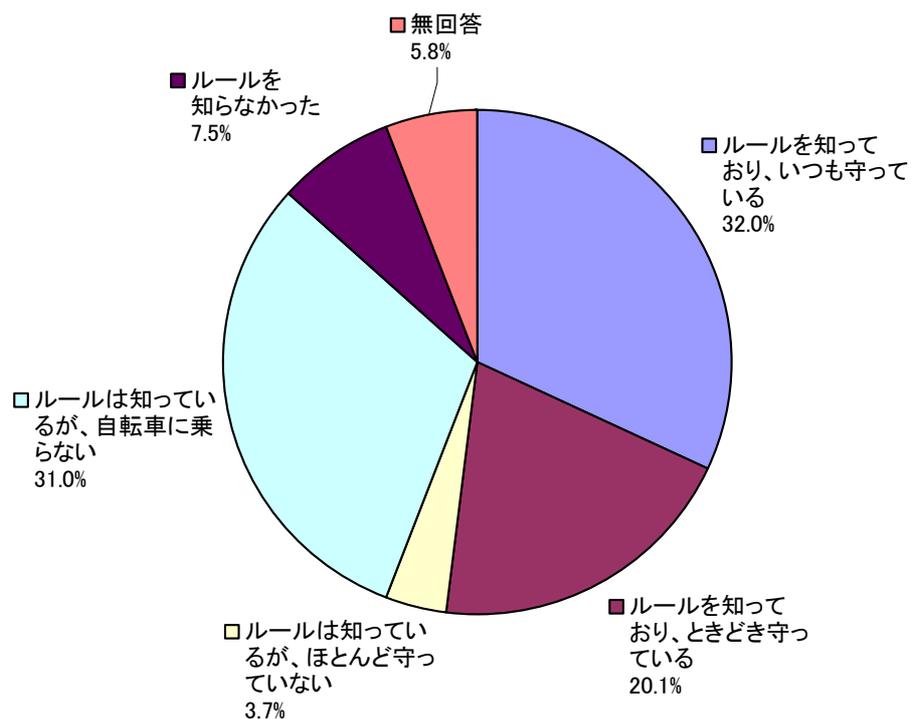
あなたは、「車道は左側を通行」を守っていますか。 (単一選択)



項目	回答数(人)	割合 (%)
ルールを知っており、いつも守っている	106	36.1
ルールを知っており、ときどき守っている	59	20.1
ルールは知っているが、ほとんど守っていない	13	4.4
ルールは知っているが、自転車に乗らない	95	32.3
ルールを知らなかった	4	1.4
無回答	17	5.8
合計	294	100

問8

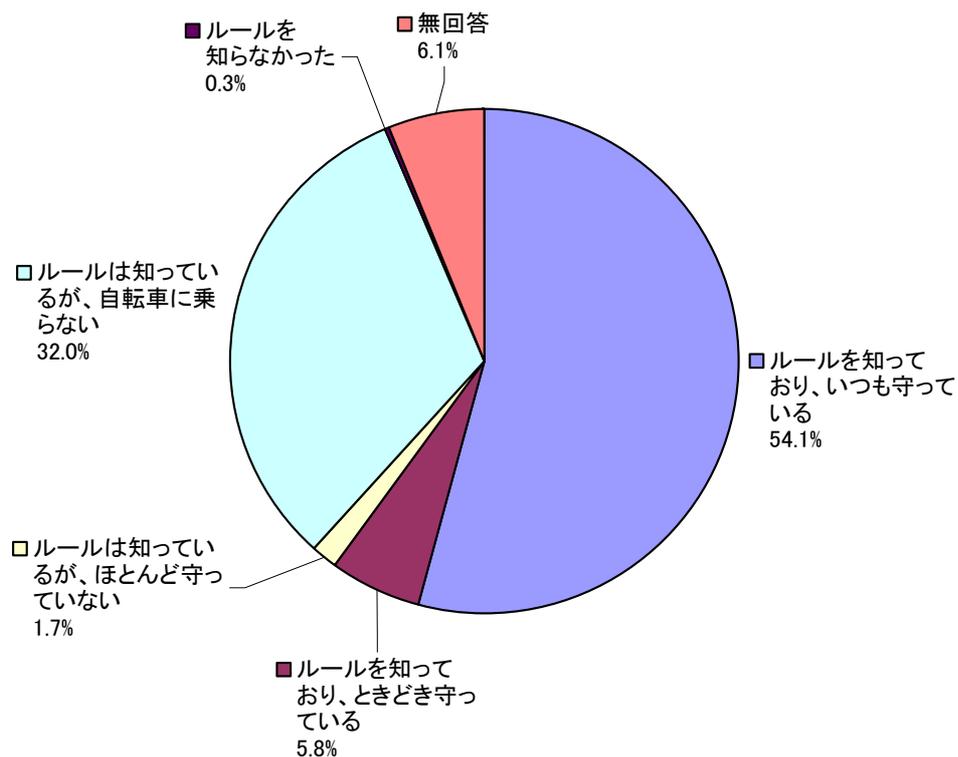
あなたは、「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」を守っていますか。  
(単一選択)



項目	回答数(人)	割合(%)
ルールを知っており、いつも守っている	94	32
ルールを知っており、ときどき守っている	59	20.1
ルールは知っているが、ほとんど守っていない	11	3.7
ルールは知っているが、自転車に乗らない	91	31
ルールを知らなかった	22	7.5
無回答	17	5.8
合計	294	100

問9

あなたは、「飲酒運転禁止、夜間時のライト点灯、信号遵守」を守っていますか。 （単一選択）



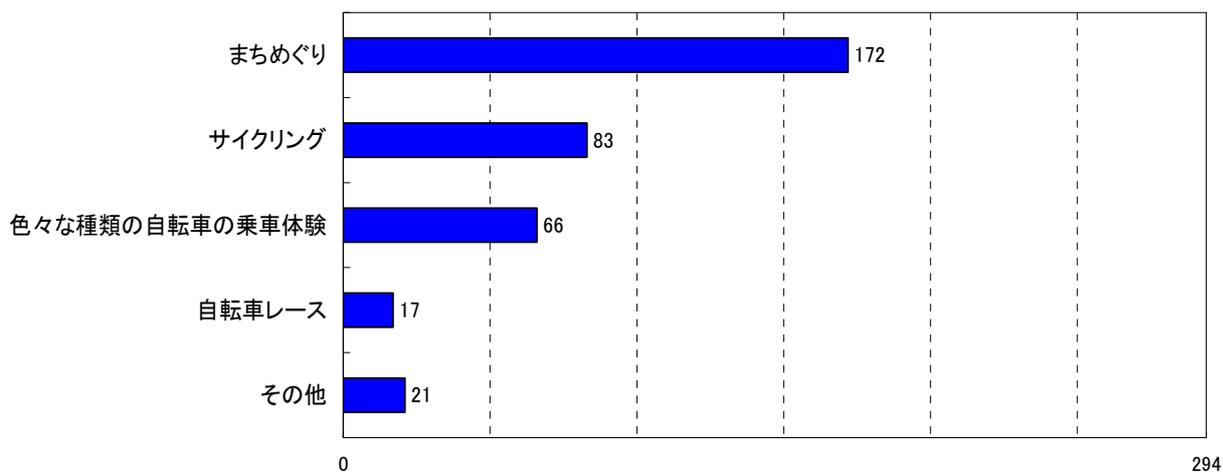
項目	回答数(人)	割合 (%)
ルールを知っており、いつも守っている	159	54.1
ルールを知っており、ときどき守っている	17	5.8
ルールは知っているが、ほとんど守っていない	5	1.7
ルールは知っているが、自転車に乗らない	94	32
ルールを知らなかった	1	0.3
無回答	18	6.1
合計	294	100

#### (4) 自転車の利用促進について

##### 問10

自転車に関するどのようなイベントを実施してほしいと思いますか。

(複数選択無制限)

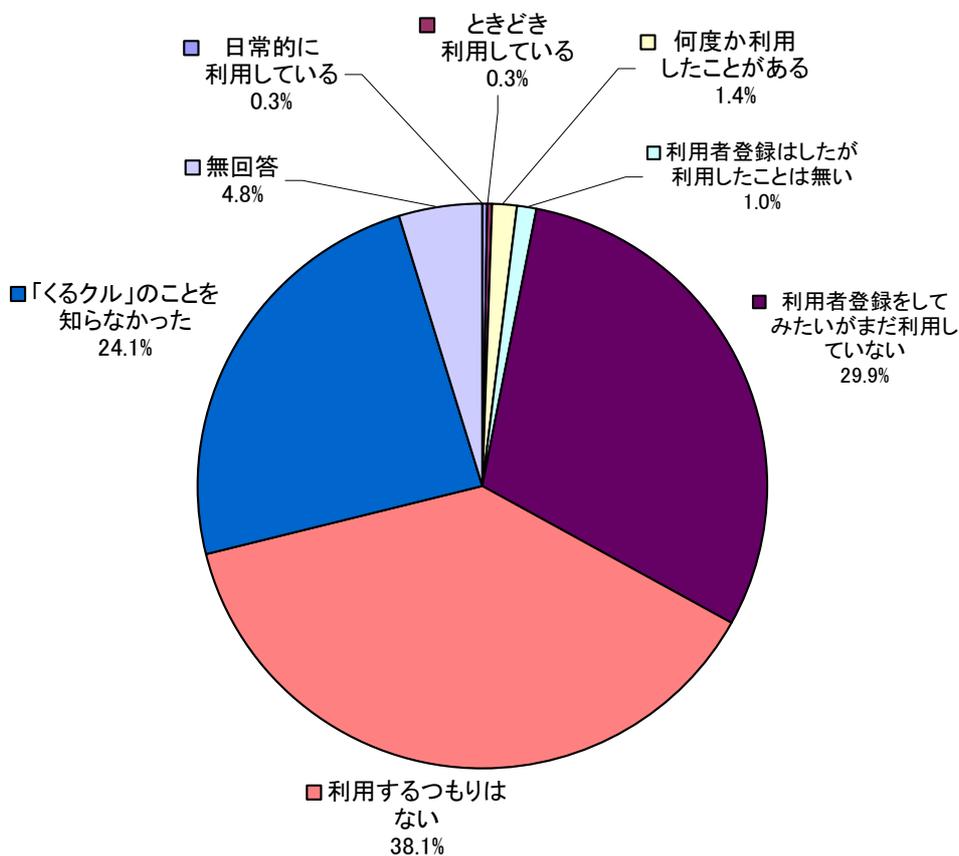


(人)

項目	回答数(人)	割合(%)
まちめぐり	172	58.5
サイクリング	83	28.2
色々な種類の自転車の乗車体験	66	22.4
自転車レース	17	5.8
その他	21	7.1
全体	294	100

### 問11

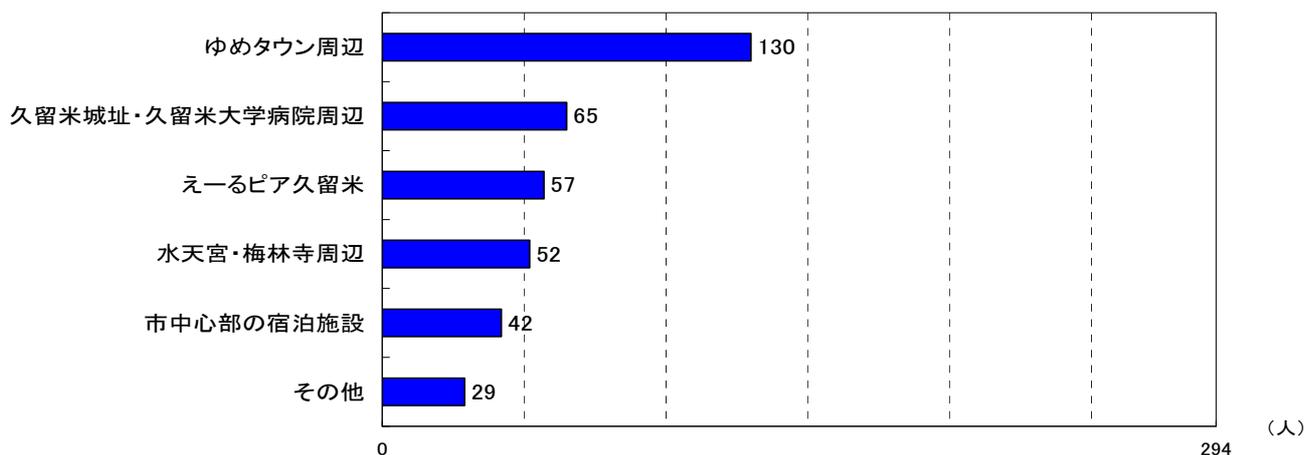
久留米市では昨年度よりコミュニティサイクル「くるクル」を運用しています。「くるクル」を利用したことはありますか。（単一選択）



項目	回答数(人)	割合(%)
日常的に利用している	1	0.3
ときどき利用している	1	0.3
何度か利用したことはある	4	1.4
利用者登録はしたが利用したことは無い	3	1
利用者登録をしてみたいがまだ利用していない	88	29.9
利用するつもりはない	112	38.1
「くるクル」のことを知らなかった	71	24.1
無回答	14	4.8
合計	294	100

## 問12

「くるぐる」の自転車を貸し出したり返却したりする拠点であるサイクルポートについて、新しく設置してほしいと思う場所がありますか。  
(複数選択無制限)



項目	回答数(人)	割合(%)
ゆめタウン周辺	130	44.2
久留米城址・久留米大学病院周辺	65	22.1
えーるピア久留米	57	19.4
水天宮・梅林寺周辺	52	17.7
市中心部の宿泊施設	42	14.3
その他	29	9.9
無回答	61	20.7
全体	294	100



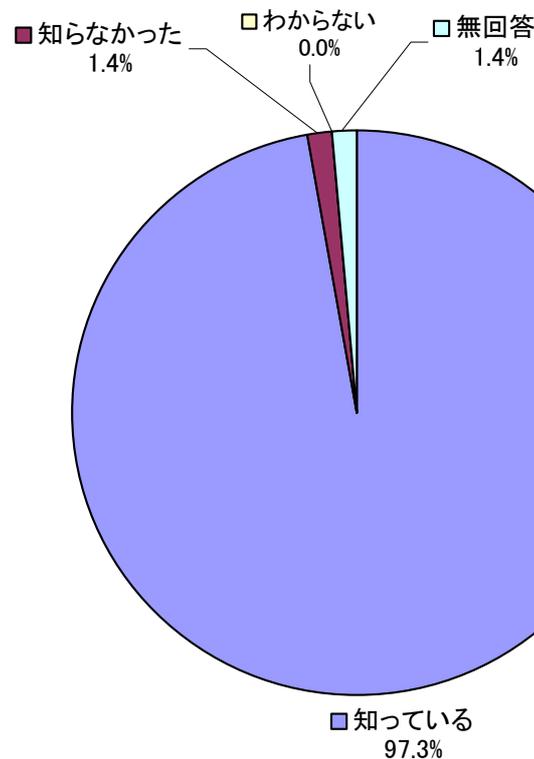
## 2 ニセ電話詐欺、架空請求詐欺の認知と被害

### (1) ニセ電話詐欺について

#### 問14

身内（子や孫）、会社員、警察官などいろいろな立場になりすましたニセ者（犯人）が、電話を悪用して行う詐欺のことを「ニセ電話詐欺」（振り込め詐欺）といいます。

あなたは、この「ニセ電話詐欺」をご存知でしたか。（単一選択）

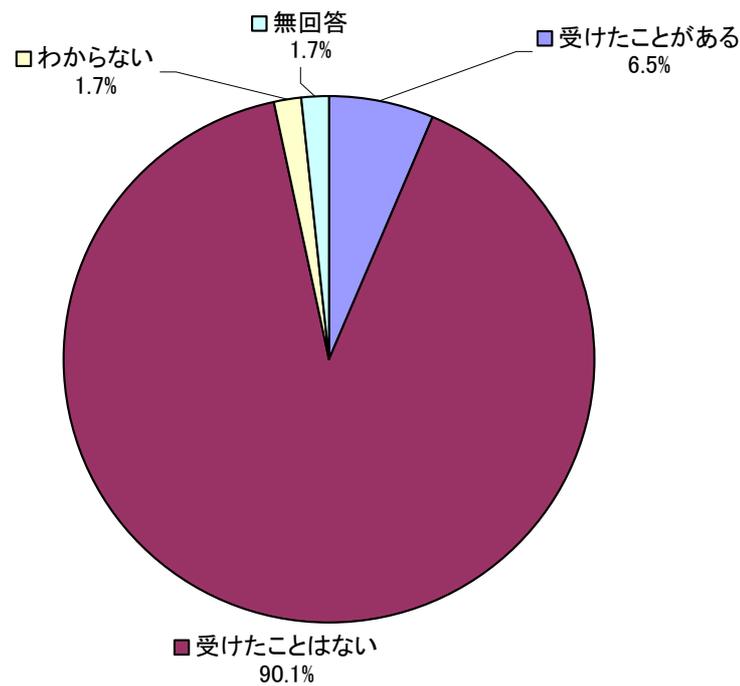


項目	回答数(人)	割合 (%)
知っている	286	97.3
知らなかった	4	1.4
わからない	0	0
無回答	4	1.4
合計	294	100

### 問15

「二セ電話詐欺」は高齢者だけが被害にあっているわけではなく、性別、年齢を問わず被害があります。

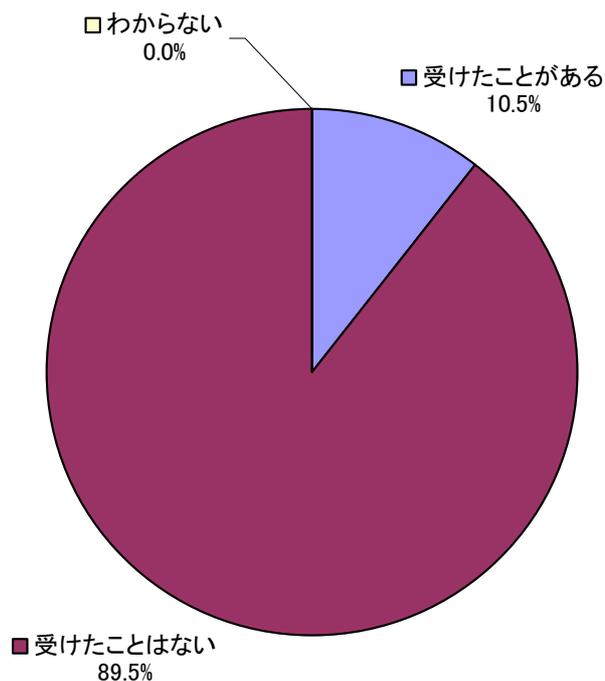
あなたはこの1年間に「二セ電話詐欺」と思われるお金や家族構成などの個人情報を要求する電話を受けたことがありますか。（単一選択）



項目	回答数(人)	割合(%)
受けたことがある	19	6.5
受けたことはない	265	90.1
わからない	5	1.7
無回答	5	1.7
合計	294	100

### 問15付問1

問15で「受けたことがある」と回答した人におたずねします。  
あなたはその電話でお金を振り込んだり、個人情報を知ってしまったか、  
何か被害に遭いましたか。（単一選択）

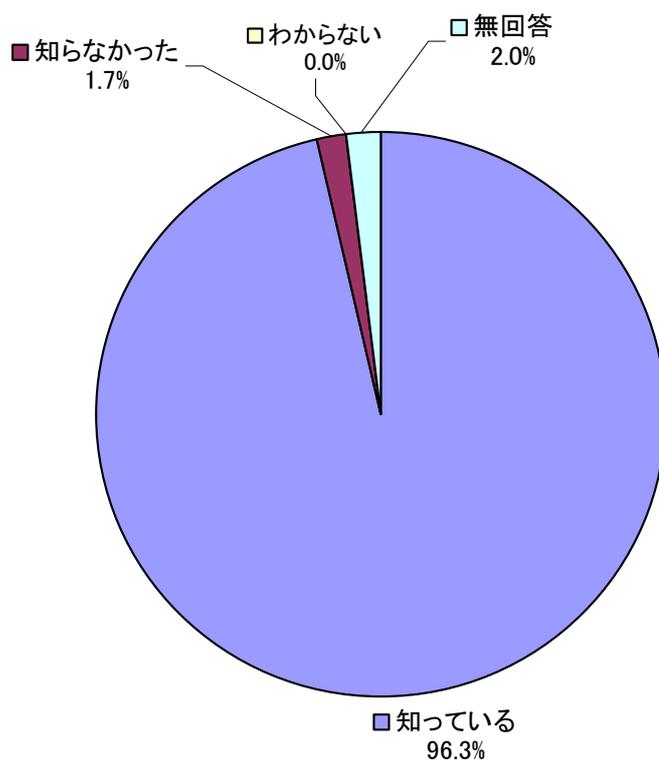


項目	回答数(人)	割合(%)
受けたことがある	2	10.5
受けたことはない	17	89.5
わからない	0	0
合計	19	100

## (2) 架空請求について

### 問16

電子メールやハガキなどで、身に覚えの無い、契約したことの無い請求をして金品を騙し取ることを「架空請求詐欺」といいます。  
あなたはこの「架空請求詐欺」をご存知でしたか。 (単一選択)

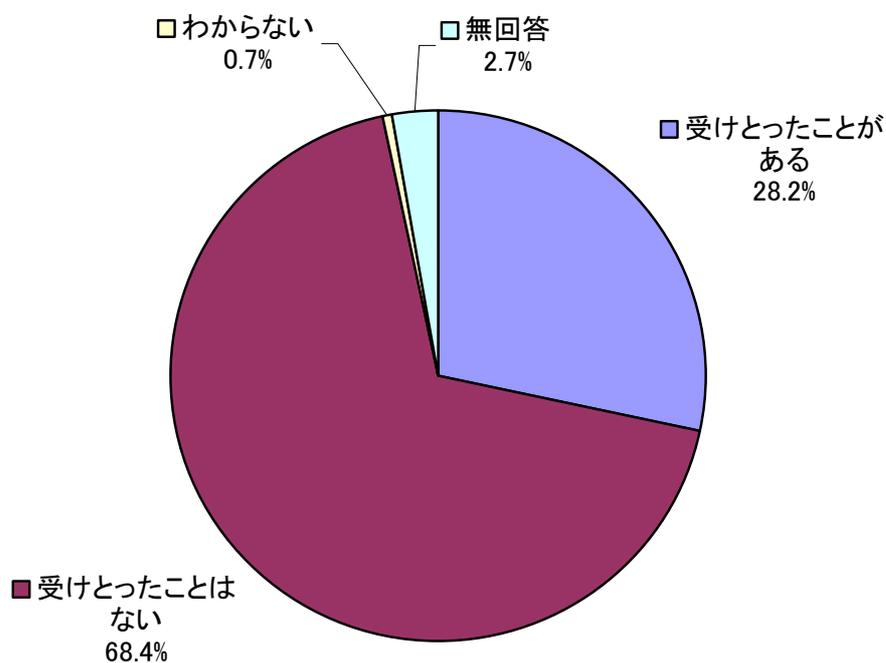


項目	回答数(人)	割合 (%)
知っている	283	96.3
知らなかった	5	1.7
わからない	0	0
無回答	6	2
合計	294	100

### 問17

「架空請求詐欺」は「動画サイト利用料が未納です。法的手段をとります」などと電子メール、ハガキ等を使い様々な手口で金品を要求してきます。

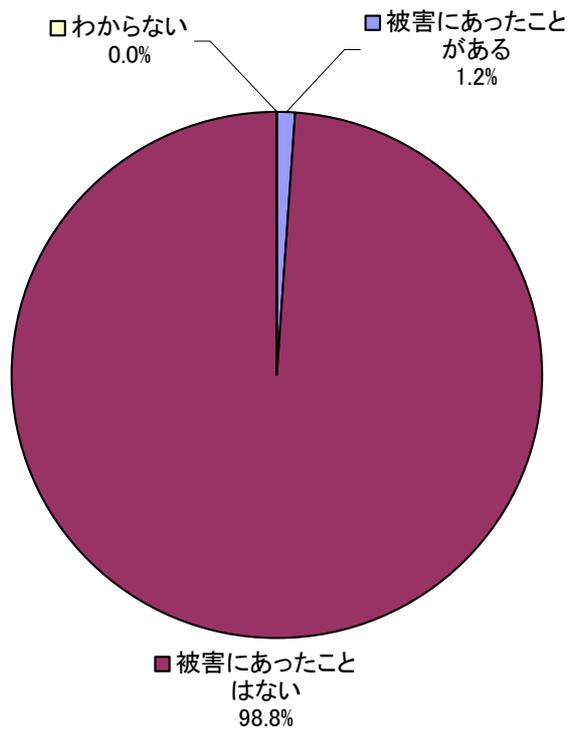
あなたは、この1年間に「架空請求詐欺」と思われる電子メール、ハガキ等を受け取ったことがありますか。（単一選択）



項目	回答数(人)	割合(%)
受けとったことがある	83	28.2
受けとったことはない	201	68.4
わからない	2	0.7
無回答	8	2.7
合計	294	100

### 問17付問1

問17で「受け取ったことがある」と回答した人にお尋ねします。  
あなたは、その電子メール、ハガキ等を見てお金を振り込むなど、何か被害にあいましたか。（単一選択）



項目	回答数(人)	割合(%)
被害にあったことがある	1	1.2
被害にあったことはない	82	98.8
わからない	0	0
合計	83	100



## 自転車の利用環境についておたずねします

問4 現在、自転車で通行する道は走りやすいと思いますか。

(あてはまる番号に1つだけ○印)

- 1 走りやすい
- 2 どちらかといえば走りやすい
- 3 どちらかといえば走りやすすくない
- 4 走りやすすくない

付問2へ

付問1 問4で「1走りやすい」「2どちらかといえば走りやすい」と回答された方におたずねします。自転車で通行する道が走りやすいと思う理由は何ですか。

(あてはまる番号にいくつでも○印)

- 1 走る位置が分かりやすい
- 2 十分な道幅がある
- 3 路面のデコボコが少ない
- 4 他の自動車との接触の不安が少ない
- 5 歩行者との接触の不安が少ない
- 6 その他 ( )

付問2 問4で「3どちらかといえば走りやすすくない」「4走りやすすくない」と回答された方におたずねします。自転車で通行する道が走りやすすくないと思う理由は何ですか。(あてはまる番号にいくつでも○印)

- 1 どこを走ったらいいか分からない
- 2 道幅が狭い
- 3 路面がデコボコである
- 4 他の自動車と接触しそうで危険である
- 5 歩行者と接触しそうで危険である
- 6 その他 ( )

問5 あなたは、自転車をとめる駐輪場がどのような施設にあれば便利だと思いますか。

(あてはまる番号にいくつでも○印)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 1 公共施設 (市役所等)    | 7 公園                     |
| 2 商業施設 (百貨店等)    | 8 飲食店街                   |
| 3 鉄道駅            | 9 商店街                    |
| 4 バス停            | 10 文化施設 (図書館、美術館等)       |
| 5 教育施設 (学校、学習塾等) | 11 校区の共用施設 (コミュニティセンター等) |
| 6 金融機関 (銀行、郵便局等) | 12 その他 ( )               |

## 自転車利用のルールについておたずねします

自転車を利用するときの主なルールとして、「安全利用五則」というものがあります。そのうちの4つについて、おたずねします。

問6 あなたは、「自転車の通行は車道が原則であり、歩道は例外」を守っていますか。  
(あてはまる番号に1つだけ○印)

- 1 ルールを知っており、いつも守っている
- 2 ルールを知っており、ときどき守っている
- 3 ルールは知っているが、ほとんど守っていない
- 4 ルールは知っているが、自転車に乗らない
- 5 ルールを知らなかった

※「**自転車の通行は車道が原則であり、歩道は例外**」…自転車は車両なので車道を通行するのが原則です。ただし、13歳未満や70歳以上の方、身体が不自由な方、道路や交通状況から止むを得ない場合等には歩道を通行できます。

問7 あなたは、「車道は左側を通行」を守っていますか。  
(あてはまる番号に1つだけ○印)

- 1 ルールを知っており、いつも守っている
- 2 ルールを知っており、ときどき守っている
- 3 ルールは知っているが、ほとんど守っていない
- 4 ルールは知っているが、自転車に乗らない
- 5 ルールを知らなかった

※「**車道は左側を通行**」…自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。

問8 あなたは、「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」を守っていますか。  
(あてはまる番号に1つだけ○印)

- 1 ルールを知っており、いつも守っている
- 2 ルールを知っており、ときどき守っている
- 3 ルールは知っているが、ほとんど守っていない
- 4 ルールは知っているが、自転車に乗らない
- 5 ルールを知らなかった

※「**歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**」…歩道は歩行者優先なので、自転車が歩道を通行するときは、車道寄りを徐行しなければなりません。

問9 あなたは、「飲酒運転禁止、夜間時のライト点灯、信号遵守」を守っていますか。  
(あてはまる番号に1つだけ○印)

- 1 ルールを知っており、いつも守っている
- 2 ルールを知っており、ときどき守っている
- 3 ルールは知っているが、ほとんど守っていない
- 4 ルールは知っているが、自転車に乗らない
- 5 ルールを知らなかった

※「**飲酒運転禁止、夜間時のライト点灯、信号遵守**」…安全ルールの例として、自転車も酒気帯びを含め飲酒運転は禁止されています。また、夜間に道路を走るときは前照灯及び尾灯または反射器材をつけなければなりません。さらに、信号は必ず守り、「歩行者・自転車専用」信号機がある場合はその信号に従う必要があります。

## 自転車の利用促進についておたずねします

問 10 自転車に関するどのようなイベントを実施してほしいと思いますか。

(あてはまる番号にいくつでも○印)

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 1 サイクリング | 4 色々な種類の自転車の乗車体験     |
| 2 自転車レース | (例：4人乗れる自転車、手で漕ぐ自転車) |
| 3 まちめぐり  | 5 その他 ( )            |

問 11 久留米市では昨年度よりコミュニティサイクル「くるクル」を運用しています。

「くるクル」を利用したことはありますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

- 1 日常的に利用している
- 2 ときどき利用している
- 3 何度か利用したことはある
- 4 利用者登録はしたが利用したことは無い
- 5 利用者登録をしてみたいがまだ利用していない
- 6 利用するつもりはない
- 7 「くるクル」のことを知らなかった

※「くるクル」…

コミュニティサイクルとは、自転車の貸出・返却拠点を複数設置し、借りた拠点以外の拠点でも自転車の返却が可能な貸し自転車システムです。久留米市では「くるクル」という愛称で運用しています。

問 12 「くるクル」の自転車を貸し出したり返却したりする拠点であるサイクルポートについて、新しく設置してほしいと思う場所がありますか。

(あてはまる番号にいくつでも○印)

- 1 えーるピア久留米
- 2 水天宮・梅林寺周辺
- 3 久留米城跡・久留米大学病院周辺
- 4 ゆめタウン周辺
- 5 市中心部の宿泊施設
- 6 その他 ( )

※「くるクル」のサイクルポート…

<既設の設置箇所>

- ・JR久留米駅
- ・西鉄久留米駅
- ・花畑駅
- ・両替町公園
- ・東町公園
- ・石橋文化センター
- ・久留米シティプラザ
- ・中央公園

問 13 久留米市の自転車利用について、ご意見やご提案があれば自由にご記入ください。

※これで「自転車利用促進」についての質問を終了します。

次のページからは「ニセ電話詐欺、架空請求詐欺の認知と被害」についておたずねします。

## 2. ニセ電話詐欺、架空請求詐欺の認知と被害について

昨年、福岡県内の「ニセ電話詐欺」被害額は18億4千万円（前年比4割増）に上り、**4年連続で過去最悪を更新**しています。久留米署管内においても、認知件数32件、被害額1億9千万円と前年を大きく上回っています。

### ニセ電話詐欺について

問14 身内（子や孫）、会社員、警察官などいろいろな立場になりすましたニセ者（犯人）が、電話を悪用して行う詐欺のことを「ニセ電話詐欺」（振り込め詐欺）といいます。あなたはこの「ニセ電話詐欺」をご存知でしたか？（あてはまる番号に1つだけ○印）

- 1 知っている
- 2 知らなかった
- 3 わからない

問15 「ニセ電話詐欺」は高齢者だけが被害にあっているわけではなく、性別、年齢を問わず被害があります。

あなたはこの1年間に「ニセ電話詐欺」と思われるお金や家族構成などの個人情報を要求する電話を受けたことがありますか？（あてはまる番号に1つだけ○印）

- 1 受けたことがある
- 2 受けたことはない
- 3 わからない

→付問1 問15で「1受けたことがある」と回答した人にお尋ねします。あなたはその電話でお金を振り込んだり、個人情報を教えてしまったり、何か被害に遭いましたか？（あてはまる番号に1つだけ○印）

- 1 受けたことがある
- 2 受けたことはない
- 3 わからない

## 架空請求について

問 16 電子メールやハガキなどで、身に覚えの無い、契約したことの無い請求をして金品を騙し取ることを「架空請求詐欺」といいます。

あなたはこの「架空請求詐欺」をご存知でしたか？（あてはまる番号に1つだけ○印）

- 1 知っている
- 2 知らなかった
- 3 わからない

問 17 「架空請求詐欺」は「動画サイト利用料が未納です。法的手段をとります。」などと電子メール、ハガキ等を使い様々な手口で金品を要求してきます。

あなたはこの 1 年間に「架空請求詐欺」と思われる電子メール、ハガキ等を受け取ったことがありますか？（あてはまる番号に1つだけ○印）

- 1 受け取ったことがある
- 2 受け取ったことはない
- 3 わからない

→ 付問 1 問 17 で「1 受け取ったことがある」と回答した人にお尋ねします。

あなたはその電子メール、ハガキ等を見てお金を振り込むなど、何か被害にありましたか？（あてはまる番号に1つだけ○印）

- 1 被害にあったことがある
- 2 被害にあったことはない
- 3 わからない

「ニセ電話詐欺」「架空請求詐欺」も年々手口が巧妙になっています。

電話や電子メール等で金品（お金だけでなくプリペイドカードなど金券も）の請求があった場合、あわててお金を送ったり振り込んだりせずに、落ち着いて、おかしなところは無かったかよく考えましょう。まずは家族、知人に相談しましょう。

そして不審な電話、記憶に無い請求だと思ったら消費生活センターへ相談をお願いします。

久留米市消費生活センターでは、衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、問題解決のお手伝いをしています。出前講座、広報くるめへの記事掲載、チラシの配布などにより消費者被害の未然防止に努めています。

ご多忙のところ調査にご協力いただき、本当にありがとうございました。



編集・発行／久留米市 協働推進部 広聴・相談課

久留米市城南町1-5番地3

TEL. 0942-30-9015

FAX. 0942-30-9711

E-Mail. [sodan@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:sodan@city.kurume.fukuoka.jp)

